

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月29日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>これまで改善の取組はされているところであるが、共用部分の区分計算や所管する庁庁ごとの協議・調整が必要であった支援は提供して提供されていない、同一の法律に基づき、同一の施設に対する補助制度であり、本来不要な手続きを解消するため、補助制度の一元化を実現していただきたい。</p>		<p>【山形県】 利用形態を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度となれば事務の軽減にはつながらず、不十分である。 【徳島県】 現状の2に分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期を合わせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支援事例に挙げられている事務負担軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと認識されるため、一元化を要望する。 【徳島市】 申請手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。 【武庫市】 Q交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、両方の施設の共有部分における施設の定員数による区分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。 【長崎市】 内示の状況により予算議案の動きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の警告しておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【熊本県】 申請手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園といつひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの府県から補助金の交付がなされている点であり、補助及び申請手続きを行う府間の一元化である。申請手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助がいない一帯的な実態となっている。(併置の申請、同じ施設の保育所及び認定こども園での連携の無い、対象経費の違い、直接補助、間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期の統一化や期間スケジュールの非重複化等について引き続き取り組みつつ、更なる様式の統一化、事業費案分の額の様式例の提示等、申請手続きの負担軽減について検討していきたい。</p>	<p>【厚生労働省】 幼保連携型認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置とする。 【関係府省：内閣府及び文部科学省】 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続きを行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。 【関係府省：文部科学省】</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月9日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
事務手続きの面だけでなく、別々の省庁(文部科学省、厚生労働省)の所管であるため、同一施設であるにも関わらず、片方の制度しか支援が受けられないなど補助金交付額の面において不均衡が生じていることから、所管省庁の一元に事業本格的な取組を求める。 なお、今後の具体的な取組について承知していただきたい。		【山形県】申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事業の推進につながらず、不十分である。 【横浜市】現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内余時期を合わせる」「種別の一元化」など個別的な対応に留まっており、支援事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。 【徳島県】事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。 【筑前市】交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼児の定員数による取組方式を廃止し、どちらか一方に寄ることで、効率的な事業取組が実現できるよう改善を求める。 幼児連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的措置づけを伴った単一施設」であることから、災害時避難の事例のように同一施設内において幼児保育のどちらか一方のみ支援を受けられないといった事象が生じないよう、交付金制度の内容の幼児統合を求める。 【長崎県】内余の状況により予算議案の動きが変動することや、申請額より内余額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の補償をしておく必要があるため、可能な範囲内で内余の時期及び額について事前の情報提供を希望する。 【熊本県】事務手続きの一元化がなされていることは認識しているが、事務が複雑になっている根本的な問題は、幼児連携型認定こども園という2つの児童福祉施設に対して、異なる2つの省庁から補助金の交付がなされている点である。補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないため、関係府県から幼児連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一層大きな要因となっている。(障害の事例:同じ環境の保育所及び認定こども園の保育士の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼児園部分の募集時期・内余時期の統一化や非期スケジュールの事前告知等について引き続き取り組まう。更なる様式の統一化、事業費率分の間の補正例の提示等、事務手続きの負担軽減について検討していきたい。	①(厚生労働省) ②(児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図ると、幼児連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省) ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の非期スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続きを行える方向について検討し、平成29年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省)
保育士登録の取組に係る事務の運用については、保育士登録の情報と法務省の犯罪情報とを突き合わせた上で、取消しが必要な保育士について国から該当の都道府県に情報提供するなど、地方の事務負担に配慮した効果的・効率的な方法を検討し、早期に対応方法を承知していただきたい。		【静岡県】関係省庁との協議内容等について、適宜、都道府県に情報提供いただくなど、要望内容が反映されるよう配慮願いたい。				○ 一次回答のとおり、保育士登録の取り出しに係る事務の運用については、現在関係府等と詳細な内容を検討中であり、今後通知等により、各自自治体にお示しすることを考えている。	①(厚生労働省) ②(児童福祉法(昭22法164)) ③(児童福祉法(昭22法164)) ④(法)登録以上の制に附せられたこと等により、保育士の欠付事由(18条の3第2項及び第4項)に該当するとなつた者の保育士登録の取消しに関する事例については、都道府県知事が当該保育士の住所地の市町村に犯罪情報の照会を行うことにより、欠付事由の疑いの事実の確信をつかす上で、当該事例を速急に実施できるよう検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方公共団体の提案に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足質問	見解	補足質問				
<p>○ケアマネジメント業務において中心的役割を果たす介護支援専門員は、介護保険制度上、極めて重要な役割を担っており、高い機軸職並みに法令遵守が求められる。</p> <p>○そのため、登録免除処分を受けた場合に一定の欠格期間を設けることは、不正行為の防止効果や、登録免除の再発を必要としないことと相俟っているが、それによる欠格期間、罰則等資格である社会福祉士や介護福祉士の年間と比べ非常に厳しいものとなっている。</p> <p>○国家資格である社会福祉士や介護福祉士の機軸職の保持や法令遵守等不正行為の防止が車両の欠格期間で担保できるのであれば、公的資格に属する介護支援専門員についても十分担保できるものとする。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>○介護支援専門員が介護保険制度上、極めて重要な役割を担っていることは理解できるものの、介護人材が不足している現状において、社会福祉士等、他の資格の欠格期間(2年)に出して5年としているのは、過度に長いのではないか。</p> <p>例えば、運転免許のように、個別事情によって欠格期間の短縮を行うことができるようとするなどの対応を検討する余地はあるのではないかと。</p> <p>(参考) 「運転免許の効力の停止等の処分基準の改正について(平成28年11月13日付警察庁内通文第40号)」において、運転免許の取り消し等処分を受けた者に、「運転者としての危険性がより低いと判断すべき事由があること」とについては、都道府県において、欠格期間の短縮等、処分を軽減することができることとされている。</p>	<p>○介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和については、各都道府県に対する実施調査を行った上で検討する。</p>	
<p>○都市の小規模多機能型居宅介護事業所においては、軽度者の利用が中心となっている。制度整備として、中重度者の在宅移行を促すために包括的公営を推進するという趣旨は理解できるが、実際は軽度者(要介護1・2)で通所・訪問の利用が多い利用者が、上級職を担う可能性があるためケアマネから削がれているケースが多い。厚生労働省における小規模多機能型居宅介護の利用者における制度創設時の平均介護度は3.5程度を想定していたが、現状では介護サービスの利用者の平均介護度は2.5程度であり、また、市内の小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の平均介護度は、平成29年7月28日時点で2.4である。</p> <p>○サービスの質の低下については、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスで配置されている職員が訪問に投与していない時間に対応可能であること、各利用者の利用回数が多く、従業員が各利用者の特性をより理解していることから、人員配置の緩和によりサービスの質の低下につながらないものとする。</p>				<p>【全国知事会】 利用法への影響等に配慮しつつ、提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>○小規模多機能型居宅介護は、そもそも様々な状態の要介護者及び支援者を対象に、かつ適いを中心として多様なサービスを組み合わせたものであり、認知症の方に対することは適度でないのではないかと。</p> <p>○また、制度創設時の想定とも状況が異なってきた以上、見直しすべきではないかと。</p> <p>○特に訪問介護として考えている要介護者の範囲に問わず、全体として一定数の小規模多機能型居宅介護の事業所において、職員の不足や、経費等の課題を抱えている状況と見られる。小規模多機能型居宅介護の導入のサービスに係る従業者の員数の確保を緩和すべきではないかと。</p> <p>○セーリングの場において、「中重度者の利用が促されるような仕組みの構築を求められていることから、事業者の緩和を望む、事業者の課題の解決を促して支障が解決できるのではないか。」との説明があったが、自治体や事業者の過度の負担なく実施事例を解決する具体的な方法を示していただきたい。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護は、中重度者や認知症の方を支えるサービスであり、利用者の特性や希望に応じて、適いを中心とした訪問のサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活することが必要な支援が行われている。また、小規模多機能型居宅介護の基幹・報酬については、サービス提供量を単位や時間や機能別・効用などから、平成29年度以降報酬決定に向けて社会保険審議会介護給付費分科会で議論していただくことである。小規模多機能型居宅介護の人員基準は、こうした観点やサービス確保を踏まえて設定しており、報酬額のように利用者の実情に左右されることなく、人員確保を判断すべきものである。</p>	<p>【厚生労働省】 〔27〕介護保険法(第9法123) 〔8〕介護保険法(第9法123) 〔8〕介護保険法(第9法123)の普及等を促す市町村の事務となること、安定的な事務の運営に向けた小規模多機能型居宅介護事業所の取組事例を、市町村に平成29年度中に届出する。</p>
<p>○小規模多機能型居宅介護サービスをはじめとする地域密着型サービスの普及を進めるため、基準緩和により、支障となる事例を解消していただきたい。</p> <p>○また、社会保険審議会介護給付費分科会へ事前となる議論が行われ、提案が実現されるようお願いする。なお、検討に向けた今後のスケジュール等についてお示ししたとともに、検討状況についても随時情報提供いただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 「戻すべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は準拠すべき基準へ移行すべきである。 「戻すべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の政策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った適度・適量なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め。</p>	<p>○小規模多機能型居宅介護の代表者の資格要件となっている研修については、都道府県における研修の開催の状況等を踏まえ、次回以降の研修を申請する旨の随時的な提出等により、研修を修了することが確保に見込まれる場合は、研修修了の期間を設ける等、要件を緩和すべきではないかと。</p> <p>○社会保険審議会介護給付費分科会に諮るとのことだが、年次の開催決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所の代表者の「戻すべき基準」に基づく要件(研修修了)の緩和については、社会保険審議会介護給付費分科会において議論していただくこととしており、平成29年度中に結論を得ることとしている。</p>	<p>【厚生労働省】 〔27〕介護保険法(第9法123) 〔8〕指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者が受講する認知症対応型サービス事業担当者研修については、代表者に変更がある際当該研修を修了したについて、一定の経過措置を設けることを検討し、平成29年度中に結論を得る。その実施にまつ必要な措置を講ずる。</p>
<p>○業務可能な回答をいただいているが、各自治体・事業者にその旨が正しく伝わっていない可能性がある。</p> <p>○そのため、訪問介護のサービス提供責任者及び現行の訪問介護担当のサービスのサービス提供責任者について、訪問型サービスとの業務が可能である旨の通知等を発信いただくとともに、お示しいただいた後の会議等を通じて周知していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 「戻すべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は準拠すべき基準へ移行すべきである。 「戻すべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の政策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った適度・適量なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め。</p>	<p>○訪問介護事業所又は従前の介護予防訪問介護に相当するサービスを行う事業所(以下「訪問型サービス事業所」という。)と訪問型サービスを単独で提供する事業所を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能であり、その旨について周知することであるが、追加共同提案団体も、多くの自治体において訪問介護事業所のサービス提供責任者は、訪問型サービスの事業に従事することができると認識していることから、介護の現場では支障が生じている。そのため、迅速かつ柔軟な対応が望まれることから、年度の開始決定に間に合うよう、通知の発行及び会議での周知を促していただきたい。また、通常の作成に当たっては、趣旨的な内容ではなく、具体的なかつわかりやすい内容となるようにしていただきたい。</p>	<p>「訪問介護」と訪問型サービス(緩和した基準によるサービス)を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことが可能であることについて、平成29年度中に結論を得ることとしている。</p>	<p>【厚生労働省】 〔27〕介護保険法(第9法123) 〔8〕指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(第17条第1項第5号の2)の項)については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1年訪問事業(即介護予防訪問介護に相当するサービス(緩和。))を介護予防・日常生活支援総合事業の1年訪問事業(主に提供されている事業)より提供される。即介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス(訪問型サービス)に置き、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事すること可能であることとを、地方公共団体に平成29年度中に届出する。</p>
<p>【長崎市】 長崎市においても、訪問介護と緩和サービスを一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことが可能としている。緩和型サービスの基準は市町村の判断での取扱いを決定することは可能でも、居宅サービス、訪問型サービスの人員基準を考えたとき、利用者に対する責任者の必要配置は、利用者を選択する取扱いとしては、極めて難しいと考えられる。また、責任者は、原則流動的となっているが、訪問型サービス事業所と業務した場合、流動的にならないと考えられるため、居宅サービス(訪問介護)の人員基準について、見直しを検討していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 「戻すべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は準拠すべき基準へ移行すべきである。 「戻すべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の政策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った適度・適量なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め。</p>	<p>○訪問型サービス事業所と業務した場合、流動的にならないと考えられるため、居宅サービス(訪問介護)の人員基準について、見直しを検討していただきたい。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年度の地方からの提案等に関する方針方針 (平成29年11月25日閣議決定) 抜粋内容
見解	見解	見解	見解	見解	見解
<p>市町村の判断で業務可能とのことだが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月31日厚生省令第7号。以下「基準」という。)第3条第2項及び第4項の訪問介護からみると、常勤のサービス提供責任者が業務開始と併行することは困難であることから、業務可能である旨を明確化する必要があると考え。</p> <p>そのため、この取り扱いについては、全国介護保険担当部長会議等での周知にとどまらず、業務可能であること5年以内を目途に通知または基準の改正をしていただきたい。</p>	<p>【長崎市】 長崎市においても、訪問介護と緩和サービスを一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能としている。 緩和型サービスの基準は市町村の判断での取扱いを決定することは可能でも、居宅サービス(訪問介護)の人員基準を考えたとき、利用者に対して責任者の必要配置数は、利用者を各算する取扱いとしてよいとは、解釈できないと考え。また、責任者は、原則常勤となっているが、訪問型サービス事業と兼務した場合は、常勤扱いとならないと考えらるため、居宅サービス(訪問介護)の人員基準について、見直しを検討していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 「居宅サービス」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権推進委員より指摘されている。 緩和型サービスの基準は市町村の判断での取扱いを決定することは可能でも、居宅サービス(訪問介護)の人員基準を考えたとき、利用者に対して責任者の必要配置数は、利用者を各算する取扱いとしてよいとは、解釈できないと考え。また、責任者は、原則常勤となっているが、訪問型サービス事業と兼務した場合は、常勤扱いとならないと考えらるため、居宅サービス(訪問介護)の人員基準について、見直しを検討していただきたい。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係において提案団体との間で十分確認を行い、その確認について明らかにすべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>	<p>○訪問介護事業所又は従前の介護予防訪問介護に相当するサービスを行う事業所(以下「訪問介護事業所等」という。)と訪問型サービスを行う事業所を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能であり、その旨について周知することであるが、追加共同提案団体も含め、多くの自治体において訪問介護事業所のサービス提供責任者は、訪問型サービスの業に専事することができないと認識していることから、介護の現場では支障が生じている。そのため、迅速かつ確実な周知が望まれることから、年末の閣議決定に合うよう、通知の発出及び実施への周知を行っていただきたい。また、通知の作成に当たっては、具体的な内容ではなく、具体的かつ分かりやすい内容となるようにしていただきたい。</p>	<p>訪問介護と訪問型サービス(緩和した基準によるサービス)を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことが可能であることについて、平成29年度内を目途に全国市長会等に周知したい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(第9条12) (18)指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(第11厚生省令第37)5条2項)等については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。)と介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される、訪問介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。)と介護予防・日常生活支援総合事業(サービスに限る。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同一の人物がサービス提供責任者の業務に専事することが可能であるとを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>
<p>介護福祉士試験については、実務者研修の受講が義務づけられた直後の平成29年度試験の受験者が前年度比で減少しており、卒業の実態を分析したうえで、適切な対応策をご検討いただきたい。</p> <p>また、実務者研修については、遠隔授業の活用や他の研修で履修済みの科目の免状を認めると、受講期間短縮による受講者の負担軽減を図ることとすることで、必要に応じて再度現場の事業者や介護職員の実態を調査し、更なる負担軽減策をご検討いただきたい。</p> <p>さらに、実務者研修は、その多くが地方厚生局の指定した介護福祉士実務者研修養成施設で実施されているが、これら介護福祉士実務者研修養成施設には医療的ケアの課程はあるものの、医療研修の必修科目となる実習(特別介護老人ホーム等)がないため、実際に実地研修を行うことができます。医療的ケアを提供できない介護福祉士を輩出している。このように医療的ケアを実施できる介護福祉士と医療的ケアを実施できない介護福祉士が混在する現状を踏まえて、その受講を選択制とすることで実務者研修の見直しを図っていただきたい</p>	<p>【全国知事会】 「就業の実態を求める。ただし、介護福祉士の職下の下にならないように検討の上、実現すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○介護福祉士試験の受験者が年減した要因を分析し、それらへの対応策とともに、考えていただきたい。 ○実務者研修時間450時間は過大であり、今後改めて見直す必要があるのではないかと、医療的ケアを実施できる介護福祉士と実施できない介護福祉士が混在している以上、医療的ケアの受講を選択制にしてもよいのではないかと。</p>	<p>○実務者研修の受講時間については、現場の事業者や介護職員の実態を踏まえた検討(約450時間としており、適正であると考えている。 ○また、医療的ケア研修については、認知症や医療的ケアなど介護ニーズが多様化する中、介護現場における申請制の取組として専門職である介護福祉士の員を確保するうえで必要と考えられており、選択制の導入は困難である。 ○なお、実務者研修導入の影響と負担軽減策については、今年度の調査研究により実態把握することとしており、その結果を踏まえ課題を整理し、介護福祉士の員の確保に留意しながら、必要な対応策を検討していただきたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (26)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (1)介護福祉士業務の実務経験ルートについては、平成28年度介護福祉士試験受験者が減少した要因を分析した上で介護福祉士の職を確保する方策について検討し、平成29年度中に協議を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>6【厚生労働省】 (14)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (1)介護福祉士業務の実務経験ルートについては、平成28年度介護福祉士試験受験者が減少した要因を分析した上で介護福祉士の職を確保する方策について検討し、平成29年度中に協議を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)</p>
<p>○本県の福祉学科コースのある高等学校では、学習指導要領に基づいた十分な一般教養と福祉施設との連携による専門知識・技能をバリエーションよく履修し、介護人材としての知識・技能に加え、社会人としての十分な教養・知識を習得できるよう努めており、本県の福祉学科コースのある高等学校に在籍した生徒が介護福祉士養成施設等で実科科目を履修することで、高等学校と介護福祉士養成施設を通して、介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応できる十分な知識・技能を身に付けることは可能であり、介護福祉士の質の向上に貢献できると考えます。 ○併行、介護福祉士実務者研修の受講資格として、①介護福祉士養成施設(2年以上)、②福祉系大学等を卒業した介護福祉士養成施設(1年以上)③福祉系高校(3年間)は同等と認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなすことには合理的とはいえない。</p>	<p>【全国市長会】 ○後段については、受講内容の共通化などをして、各学校段階で受講できるようにしたうえで、学校自体の卒業単位という位置づけから切り離し、介護福祉士資格取得のための必要試験科目にすることで高校も大学でも履修実績を共有できるものと受け止めます</p>	<p>○総履修時間数の不足を理由に福祉系高校の指定を受けていない高校についても、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件を満たす場合には、養成施設における科目の履修に代えることを認めるべきではないかと。 ○介護福祉士養成施設の実施資格として、①介護福祉士養成施設(2年以上)、②福祉系大学等を卒業した介護福祉士養成施設(1年以上)、③福祉系高校(3年間)は同等と認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなすことには合理的とはいえない。 ○長野県の福祉系学科コースのある高等学校の教育内容と介護福祉士養成施設の教育内容の質的同等性の検討状況はどうか。(可能であれば追加共同提案団体についても同様)</p>	<p>○第1次回答のとおり、介護福祉士養成施設の基準としては、原則2年間1850時間の履修、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられており、これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したことに認めるとは、介護福祉士の質の確保が図れない。 ○また、現行の学校教育の制度上、高等学校で履修した科目を大学や短期大学等において履修した科目とみなすことには合理的とはいえないこととされており、この間の履修については実務研修等。</p>	<p>6【文科系事務局】 (14)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (1)介護福祉士業務の実務経験ルートについては、平成28年度介護福祉士試験受験者が減少した要因を分析した上で介護福祉士の職を確保する方策について検討し、平成29年度中に協議を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)</p>	<p>6【文科系事務局】 (14)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (1)介護福祉士業務の実務経験ルートについては、平成28年度介護福祉士試験受験者が減少した要因を分析した上で介護福祉士の職を確保する方策について検討し、平成29年度中に協議を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>医師需給分科会での検討に当たっては、へき地における医師確保が困難な現状を考慮し、遠隔診療と併せて管理者が医療機関に存在しても、10等の応用により管理者が当該医療機関に常勤しているとみなせる規定を検討し、平成29年度中に結論を出していきたい。</p> <p>なお、都道府県等は、平成10年6月26日健政発777号通知を常勤性に関する根拠として既許可・指図に活用してきたが、当該通知が、従事者の標準勤務時間の定義に過ぎず、都道府県等の判断によるということであれば、医療機関等と指図するに当たって、争点となるような指針を数取いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 医療従事者の確保の観点に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 第1次回答において、医師需給分科会で検討を行うとあるが、提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○ 医師需給分科会における詳細な検討スケジュールを示していただきたい。 ○ 従来の関係決定に即合よう、争点に絡み出していただきたい。 ○ 都道府県等が常勤性の判断をしてよい旨、通知で周知していただきたい。</p>	<p>旅行、診療所等の開設許可、管理者実業、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に通知が実施されている。</p> <p>これまで、管理者の常勤性については、「医療機関の開設者の確認及び非常勤性の確認について」(平成29年5月14日付健政発777号通知)と「医師需給分科会」(平成29年5月14日付健政発777号通知)において、病院の管理者は常勤であることを求めており、また「管理者の常勤しない診療所の開設について」(平成29年10月19日付健政発777号通知)と「厚生省健康政策推進部(常勤非常勤)」(平成29年10月19日付健政発777号通知)において、「医療法第10条に規定する常勤又は非常勤の管理者は、当該施設又は診療所における管理の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該施設又は診療所に常勤すべきことは当然としている。医師の常勤については、「医療法第10条の規定に基き人員の算出に当たっては当該施設において」(平成10年6月26日付健政発777号・医薬発574号厚生省健康政策・医薬安全局長通達通知)において、常勤医師の定義を定めているが、本通知は医療従事者の標準勤務時間の算出に当たっての「常勤」と「非常勤」の定義について定めているに過ぎず、管理者の常勤性について、細かく規定されていない。そのため、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。</p> <p>ご提案いただいた「へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和」については、医師の地域間での偏在という課題に対応する上でも重要な論点と認識しており、この観点からは「管理者の複数管理の許可」についても論点となり得ることから、ご指図の「管理者の常勤要件の緩和」の観点だけでなく「管理者の複数管理の許可」の観点と併せて、一体的に検討していく必要があり、具体的な前提や条件については本年10月に開催する厚生労働省の医師需給分科会において、検討を行い、平成29年度中に結論を得る予定である。また、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【厚生労働省】 (11) 医療法（第23条205） (12) 無医のへき地診療所における管理者の常勤要件の在り方については、関係府県からの意見を踏まえ検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>現在、就労支援サービス事業所において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、一定の要件を満たす場合に限り、報酬の算定が明瞭となっているが、これは在宅に於ける就労支援サービスと認められるものであって、就労支援サービス利用時間中に生活支援に関する訪問サービスを利用することは認められていない。</p> <p>常時在宅での介護を要する障害者の在宅就労を促進するためには、障害者が在宅で普段と変わらない状態で安心して就労支援サービスを利用できるようにすることが重要であり、そのために在宅での就労支援サービスを利用する時間中の訪問サービスの利用が必要である。</p> <p>提案内容の実現に向けて、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、関係団体等へのヒアリング等を踏まえ、前向きに検討していただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>通所困難な障害者が就労支援サービスと同じ期間中に、生活支援に関する訪問系サービスを利用することは、自立支援給付の二重給付になるため、認められない。</p> <p>なお、就労支援サービスを提供する場合は、在宅・通所利用にかかわらず、就労支援サービス事業者が訪問の機会や在宅活動の機会が、その必要な支援を行うこととなっている。</p> <p>就労継続支援サービスにおいては、これまでも一定の条件の下、通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して支援した場合に、報酬の対象として認めるところとしていることであり、こうした前提により在宅就労を推進したところであるが、更に促進するためにはその対応が可能な場合、障害福祉サービス報酬改定検討チームでの議論を踏まえ検討したい。</p>	<p>【厚生労働省】 (26) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第17法） (28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第17法） (29) 同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>提案の早期実現に向けて検討いただきたい。</p> <p>なお、「試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減するための障害者試験の集約の在り方」について、いづ、どの都道府県等（または都府に上回る都府会等）で検討されるのか、検討に向けた今後のスケジュール等についてお示ししたくともにも、検討状況について随時情報提供いただきたい。</p>		<p>【北海道】 各都道府県内若しくはブロック内で対応に向けた検討など進めなければならないことも想定されることから、障害者試験の実施の在り方に関する検討スケジュールや方向性などについて、情報提供いただきたい。</p>			<p>○ 障害者試験については、保健師試験（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、都道府県知事が厚生労働大臣の定められた基準に従って行うこととされており、また、同法第25条の規定により、試験の集約に関する事項を定めることとされている。</p> <p>○ 試験委員に類似した必要事項は都道府県の条例で定めるとされている。</p> <p>○ 障害者試験の事務の委託については、平成28年5月14日付「厚生労働省(第14号)」において、障害者試験の事務については、地方自治法に規定する事務委託の制度の対象であつて他の都道府県に委託することができる旨を周知しており、平成28年度は全国ブロックに分かれて試験が実施されたことであるが、ご指図の通り、外部機関に事務を委託できることとはなっていない。</p> <p>○ 今回のご提案に対応し、試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減できるよう、障害者試験事務の在り方について、検討してまいります。</p>	<p>【厚生労働省】 (10) 保健師試験（昭和23年法律第203号） 本条が規定しているのは、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に事務を委託すること可能とする。</p>	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>障害者等を行う事業者の登録業務については、登録により得られる情報(障害者名簿等)が介護事業所に対する指導監督を行う上で有用であることから、指定都市への情報の一元化が望ましいと考えるため、権限移譲をお願いしたい。</p>		<p>【大阪府】 障害者等を行う事業者の登録業務については、登録により得られる情報(障害者名簿等)が介護事業所に対する指導監督を行う上で有用であることから、指定都市への情報の一元化が望ましいと考えるため、権限移譲をお願いしたい。</p>		<p>【全国市長会】 都道府県から確実に情報提供される仕組みを構築することを前提に、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○障害者等を行う事業者の登録業務のみの権限移譲が不適当である理由は第1次回答のとおりである。 ○障害者等を行う事業者の登録情報のうち介護事業所に対する指導監督に必要な情報については、指導監督者が把握できるよう、必要な方法を検討してまいりたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (3)社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62法30) 障害者等を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が確保されるよう、都道府県に平成29年度中に通知する。 また、上記の通知による情報の状況を進捗、権限移譲業務に係る情報、権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、異なる事項の円滑化に向けた検討を行い、平成32年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	
<p>申し出当たりの所定の要件を明らかにした上で、各都道府県、指定都市等宛て通知を徹底していただくようお願いする。</p>		<p>【群馬県】 指定都市等宛て通知については、特別区も対象に含めて行っていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申し出があれば、統計法第38条の規定に基づき、提供が可能となっている。 今後は、登記簿等が揃ったことに加え、調査結果の公表時の連絡を併せて、調査票情報の提供が可能である旨を各都道府県、指定都市、中核市、中核市等宛て通知するとともに、管下の市区町村に対する周知についても依頼することとする。</p>	<p>【厚生労働省】 (30)統計法(平成15法53) 介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申し出があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 【措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)】</p>
<p>効率的な行政の実施及び事業所の負担軽減の観点から、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等宛て通知を徹底していただくようお願いする。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申し出があれば、統計法第38条の規定に基づき、提供が可能となっている。 今後は、登記簿等が揃ったことに加え、調査結果の公表時の連絡を併せて、調査票情報の提供が可能である旨を各都道府県、指定都市、中核市、中核市等宛て通知するとともに、管下の市区町村に対する周知についても依頼することとする。</p>	<p>【厚生労働省】 (30)統計法(平成15法53) 介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申し出があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 【措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)】</p>
<p>本市の現状は、「都道府県が有する施設整備等に關する広域的調整機能の重要性」を否定するものではなく、現下の課題を早急に対応しようとするものである。すなわち、保護者である市町村にとっては、特養の入所待機者が多数の中で、介護保険事業計画におけるサービス量の確保のみを踏まえ、提供体制の確保は大きな課題であり、地域密着型から広域型への移行により、その定員の一部について、当該市町村の被介護者の入所定数が確保の可能性があるとしても、できるだけ早急に入所待機者の解消に取り組むことが重要である。 また、都道府県にとっても、都道府県計画で設定した地域密着型特養の定員総数の確保が実現の前提とならなければ、圏域内の市町村における合意が図られず、広域型・地域密着型全体の中で必要な定員総数が確保されることの方がより重要であると考える。これらの点を踏まえ、改めて手続の簡素化について検討いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>第1次回答においても明記したとおり、広域型特養に係る必要入所定員総数については、都道府県が、広域的観点から、各施設を確保する法定市町村の各老若の人数を算出し、今後の整備計画、既存の施設等の配置状況等を考慮して、老人福祉圏域ごとに設定しているところである。また、都道府県には広域型特養に関して、いわゆる「調整機能」が認められており、圏域内の定員数に達していないが、又は新たな広域型特養の設置によって定員数を超えるといった場合に、広域型特養の認可をしないことができない。以上より、既に老人福祉圏域内の市町村との協力が図られている場合であっても、都道府県への事前調整を行うことなく、介護保険事業計画を変更して、広域型特養・地域密着型特養の間で定員数の確保を達成しようとするのは、都道府県が有する広域的特養に係る調整方針、整備目標を踏まえることになるため適切ではない。</p>	<p>【厚生労働省】 (27)介護保険法(平成9法123) (v)市町村介護保険事業計画の変更(117条9項、117条10項)に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が積極的に調整に対応するよう、都道府県に平成29年度中に通知する。 また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることに加え、当該手続の円滑化について検討し、平成30年度中に協議を始めることとなるため、必要に応じて必要な措置を講ずる。</p>
<p>併年度の調査では、国から指定された調査地区内には住民基本台帳及び児童扶養手当のデータでは約100世帯の調査対象世帯があったが、実際に全戸訪問を行った約2,400世帯のうち、調査対象世帯として把握できた世帯は8世帯で、うち実際に回答があったのは3世帯であった。 このように現在の調査方法は、住民基本台帳データ等から対象世帯を絞り込むことが難しい場合があるとしても、実態との乖離が大きく合理性に欠け非効率となっており、早急な見直しが必要である。 このため、現在の調査地区を全戸訪問し対象世帯を把握する調査方法を見直し、調査対象世帯への訪問・調査により注視することができるよう、地方公共団体が保有する住民基本台帳データ等を利用して対象世帯の絞り込みを可能とするよう、早急な検討をお願いしたい。</p>		<p>【山梨小野田市】 住民基本台帳情報、市町村民税情報等で調査対象の絞り込みが可能であり、多少の誤差はあり、併年度の調査では、国から指定された調査地区内には住民基本台帳及び児童扶養手当のデータでは約100世帯の調査対象世帯があったが、実際に全戸訪問を行った約2,400世帯のうち、調査対象世帯として把握できた世帯は8世帯で、うち実際に回答があったのは3世帯であった。 このように現在の調査方法は、住民基本台帳データ等から対象世帯を絞り込むことが難しい場合があるとしても、実態との乖離が大きく合理性に欠け非効率となっており、早急な見直しが必要である。 このため、現在の調査地区を全戸訪問し対象世帯を把握する調査方法を見直し、調査対象世帯への訪問・調査により注視することができるよう、地方公共団体が保有する住民基本台帳データ等を利用して対象世帯の絞り込みを可能とするよう、早急な検討をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 団体毎のセキュリティポリシーに依拠するため、実施にあたっては市町村の意向を踏まえる必要がある。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>訪問せずに住民基本台帳データ等のみにより対象世帯を絞り込むことについては、①第1次回答のとおり、父又は母の生死不明や遺棄、拘禁、父又は母が一定の障害の状態にある世帯等については、対面により確認しなければ世帯構成を特定することが困難であることに加え、②住民基本台帳データ等の当該調査への活用は各自治体の取組に依拠していることであり、データの利用や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当出稼者データ等の一部を補助的データの利用や各自治体による調査方法に関する協議を促進し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。</p>	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	
見解	補足資料	見解	補足資料					
<p>平成30年度報酬改定の議論の中で、提案において求める措置の具体的な内容が、どのような方向性で検討されるか明確でないため、改めて以下のとおり、実行規則の改正による本提案の実現を求める。</p> <p>執行の実行規則を改正することのいまさら障害サービス報酬の改正によって対応する場合、自立訓練(生活訓練)の範囲でリハビリテーションを実施することになる。しかし、自立訓練(生活訓練)はその人員基準(※)において理学療法士又は作業療法士(以下「療法士等」という。)の配置が妨げられているものではないものの、必須とはされていないことから、自立訓練(機能訓練)事業等に対応することが適切である。</p> <p>既存の生活訓練事業等は、「平成18年度以前の状況を踏まえ適用されてきたもの」であり、仮に障害福祉サービス報酬による部分の対応がなされた場合でも、直ちに高次機能障害者に対する医学的リハビリテーションの実施体制を取り得るとは考え難い。それよりも、人員基準上、療法士が必要となっている機能訓練事業等は、身体障害者である高次機能障害者に対し通常のリハビリテーションを実施しており、地域においてこのような社会資源を有効活用することが適切に対応である。</p> <p>(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第17号)</p>		<p>【大阪府】</p> <p>平成26年度診療報酬改定においては、「維持期リハビリテーションの介護保険への移行促進等の取組」がなされたが、その際、移行の対象とならないケースとして、「高次機能障害児い、水産性、承認及び移行などで、診療報酬により取組の取組が維持できると医学的に判断される場合」が挙げられた。</p> <p>また、平成27年度介護報酬改定では、「活動と参加に重点を当てたリハビリテーションの推進」という観点で、通所リハビリテーションにおいては、「生活行為向上リハビリテーション」が新たに導入されたところである。</p> <p>高次機能障害児のいの方々の医療機関訪問の状況は、医師の判断により医療によるリハビリが必要な方と維持期リハへの移行が妥当であると判断された方の両者が存在するが、高次機能が脳血管疾患の方の場合、維持期リハの移行が妥当と判断された方の場合には、介護保険優先の原則により、一律、介護保険によるリハに繋がる場合が多い。</p> <p>高次機能障害児のいほとんどは中途障害であり、40代以降は発症原因が脳血管疾患である割合が増えるが、働き盛り世代の最大のニーズは健労である。介護保険による維持期リハが生活行為向上に重点を当てたものとなっても、就業率向上が高次機能障害者をターゲットとした生活行為向上では働き盛り世代に対応しづらい。また、医療におけるリハビリの中で、生活行為に重点を当てたリハビリを行うことも困難である。介護保険が身体障害者とならない高齢者のための施策。それらのニーズに対応し、育後の、障がい福祉サービスの自立訓練(生活訓練)であると考えるため、医療・介護の両報酬改定である30年度に向けて、各サービスに対応し得るリハビリのあり方についても整理し、自立訓練がその部分を柔軟に対応できるように検討したい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>○ いくわゆる「若いビジネス」については、若者層の中でサービスが提供されたり、重大な事故が発生するなど、利用者の生命や健康を脅かす恐れが高い状況にあるので、むしろ許認可制という実効性や迅速性の規制により、速やかに悪質な事業者を排除し、利用者の健康確保についていべきではないか。</p> <p>また、直ちに許認可制にすることができない理由として、「既に起原している者の住まい確保が困難になる恐れ」を挙げているが、悪質な事業者を排除していくために規制強化を行うのであれば、いずれにせよ利用者の居住確保等の措置は必要であり、生活保護法の敷居施設や公営住宅への入居、民間アパート等への転居支援等で対応していくべきではないか。</p> <p>○ 過去、届出制から許認可に移行した例も踏まえ、十分な期間を経過措置期間として規定し、既に届出している事業者については許可事業者とみなした上で、悪質な行為を事後的に規制しつつ、悪質な事業者の新規参入については事前に規制する制度設計とすれば、関係者の懸念を解消しつつ、実効性の高い規制強化が行えるのではないか。</p> <p>○ 生活保護制度に関する国と地方の実務者協議の場等において、引き続き検討を進めるものとするが、各府県等からは、許認可制についても提案を行っていることに関して、特に規制の実効性や迅速性を確保する観点について、地方側の声をより細やかに聞いた上で、検討を進めるべきではないか。</p>	<p>平成30年度報酬改定に向けた検討を行っている障害福祉サービス報酬改定検討チームにおいて、機能訓練及び生活訓練については、訓練の対象者を限定している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の2を改正し、機能訓練・生活訓練ともに障害者及び障がい者であることと具体的な規制を行っていること。</p>	<p>【「生活労働者」】</p> <p>(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第17法)</p> <p>(23)</p> <p>(18) 自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害者のニーズを踏まえ、利用できる者の要件を含めたサービスの在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>許認可制にすることを、既に無料低額宿泊施設に起原している者の住まいの確保が確保となることには直接結び付かないと考えられる。</p> <p>【本市】では、平成26年度から3か年の間に社会福祉法の届出を行っていない無届施設があり、利用者が100名を超るアパート等の届出をより早く実施することがある。</p> <p>既に、居住している者が住まいを失ったとしても、その後の受皿として、民間アパートや公営住宅のほか生活保護法の敷居施設や福祉施設の有料老人ホーム等が考えられ、社会資源の有効活用により退去者の受け入れは可能である。</p> <p>また、3月25日の専門委員会において、部会長から指摘もあったように、懸念があったとしても経過措置を設けることで対応可能である。</p> <p>なお、厚生労働省は「現在行われている生活保護制度の見直し議論において、法令に最低基準を設け、医療に当たらない事業者に対して、行政が改善命令などを行うために必要な規定の整備を行うなど、生活保護受給者の居住支援の在り方全般について具体的な検討を進める。」との旨で関心を、あくまで届出制を前提としている。</p> <p>この場合、現行制度と同様に、法令に基づく最低基準を満たさない事業者が違法性を認めしなら事業を開始することが可能であること、更に改善命令などを行ったとしても、改善されるまでは違法な事業者の経営が可能であり、人権侵害が可能な環境での生活を強要される。このように、届出制である限りは悪質な事業者の参入を許し、生活実態を踏まえ悪質な事業者が活動しづらい環境づくりが受給者の福祉を著しく阻害することとなることから許認可制を取ることと2つの改善命令の総意として、重ねて強求めるものである。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>○ 種々の居住の形態がある中で、無料低額宿泊事業についての、許認可制はたとえい、いわゆる「若いビジネス」と呼ばれる事業者が無許可で事業を営むことも考えられることから、良質な事業者の育成と悪質な事業者の規制を同時に進めることが必要と考えている。</p> <p>○ 現在の社会福祉法においては第22条に基づき、条例は事業者間・不届に差別を認め、遅くは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとは、経営の制限や事業の停止等を怠ることは可能であるが、このような部分に差別的な見地はなく、改善命令等の規定を設けることにより、サービスの質の確保については必要であると考えている。このように現状において、事後的な規制を先行してはならない。未だ自由な行為を予め禁止する事前規制が必ずしも必要と見えぬが、これは慎重な検討が必要である。</p> <p>○ いずれにせよ、指定都市市長会等が参画している社会資源確保生活困窮者自立支援及び生活保護部会等において議論していきたい。</p>	<p>【「生活労働者」】</p> <p>(17) 社会福祉法(第26法45)</p> <p>届出及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(28条3項の号)については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する低額の費用の確保を図るため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対して都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするなどし、新規参入する事業者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認できるようにする。参事員等に対して事業開始の日から1月以内に行うこととしている届出を事業開始日の届出に改めるとして検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月28日閣議決定)記載内容
見解	見解	見解			
<p>発達改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために導入されたものであるが、現状はその事務負担に多大な努力を要しており、負担に比べても大きな効果とまでは、期待できず、結果として施設がより良い子育て環境の整備に注力できるよう状況となっており、この方法では教育・保育改善及び効果、非活動的別種加算等と併せて、資金改善等実績報告書の作成に当たっては、「簡便な方法」を推奨されるのであれば、資金改善等実績報告書の簡素化が必要である。</p> <p>発達改善が適切に行われる必要があることは理解できるが、認定価格額に対する人員割合で算出する方法など、明確かつ単純な評価基準の設定を行い、少なくとも施設側が毎年度理解し自ら執行費を算出して算定できる仕組みが望まれている。様々な事務負担等を考慮し、負担が軽減されないという状況は、将来的に制度を見直す必要がある。今後、事務負担の軽減について検討をしてくるよう、十分考慮していただきたい。</p>	<p>【静岡県】 発達改善等加算に係る事項について、加算率の算定に当たって必要な職員の数等を算定する事項については、前年度より変更がない場合は提出を省略することなど、現在おこなわれている方法を行ってもなお、多大な書類の確保が必要となっており、簡素化が図られているとは考えない。 【山形県小野田市】 園舎にあるような簡素化をもってしても、多大な事務の負担軽減には至っていない。保育現場から多くの問い合わせがあり、内閣府に提出しても迅速な回答が得られない状況で、現場は非常に混乱しているということをお断りしたい。 【山形県】 事務連絡、QA集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入ってから算出している状況。各施設・事業者の運営計画、人材募集・配置、資金計画や、自治体の予算編成のためには、適前すべき年度の前年度に連絡や協議を要し、算定にかなうべきである。また、加算認定に至っていない場合の概算払い等についても波及しているが、加算認定に至らないままの通知は、通知が発出されないことによるものである。施設や自治体側に加算認定に至らないままの通知が発出される場合は、前年度で発生する事務負担の有効性が見込めるが、各種通知の発出が当該年度に入ってからなされている状況では、「自治体の業務により必要と認められる場合」とは考えられない。 取扱いについての理解を深めるためには、QA集、事務連絡等の発出を、適用年度の前年度、地方自治体の予算編成時期に間に合うように出すように、国による自治体等を対象とした説明会の実施をお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>発達改善等加算については、従来より通知やFAQで取扱いをお示しするとともに、平成29年度当初予算により措置した子ども・子育て支援推進補助金により、事業者を対象とした取組の実現に係る費用や事業者からの資金繰り等の負担に充当する職員（壮年等）の雇上費、電子システムの改修に係る費用等の支援を自治体に対して行い、発達改善等加算の内情な実施を支援することとしている。「簡便な方法」と資金改善等実績報告書の作成における書きぶりととの対応については、対応を検討していきたい。</p>	<p>①(厚生労働省) (31)子ども・子育て支援法(第24条第5項) (32)施設型給付等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ①発達改善等加算1(特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用型保育等)の雇上費、電子システムの改修に係る費用等の支援を自治体に対して行い、発達改善等加算の内情な実施を支援することとしている。 ②「簡便な方法」と資金改善等実績報告書の作成における書きぶりととの対応については、対応を検討していきたい。</p> <p>③(関係府省:内閣府及び文部科学省) ・職員1人当たりの平均経年数等の算定に当たっては、発達労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び文部科学省) ・施設・事業者が所属する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び文部科学省) ・地方公共団体の施設型給付(同告示1条12号)の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法を周知する。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対比方針 (平成28年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>本提案は被保護者が上限額以上の金額を返還する意志がある場合で市と被保護者双方が生活維持に支障ないと判断する場合に限定したものである。</p> <p>現在、上限額以上の金額の返還については被保護者が金融機関に納付書を持参し納付しているところであるが、具体例に照らせばA（高齢者単身世帯）毎月1万円を平均（12～3月は2万円）、B（高齢者2人世帯）毎月3万円、C（障がい者2人世帯）毎月2万円、D（高齢者2人世帯）毎月2万円（12月のみ2万円半）、E（その他単身世帯）毎月2万円などその他にも多数例があり、これらは被保護者本人が返済期間の短縮を望みたいとして行っているものであり、納付書ではわざわざ金融機関に足を運んで納付書により納めているものである。（仮に口座振替にしたとしても将来の滞りや残高不足による振替不能を防ぐために金融機関に足を運ぶ必要がある。）</p> <p>本市としては、生活保護法の理念に照し、保護者の職権限外の発生を避けるような判断をする考えは無いものであり、被保護者本人が、保護費のやりくりにより返済短期を願うためを運んでいる現状、またこのために購入の限定を行い、納付書を発行する等の事務がふんでいる市の業務に目を向けず、第2次による費用増大における保護金品等との調整について、被保護者の同意と福祉事務所の判断があれば上記のような事例にも対応できる旨を明確に記した通知をお示しくださるよう再検討をお願いします。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、被保護者の最低生活の確保が確保されるよう留意すること。</p>	<p>1次ヒアで回答されたように、通知で示されている保護金品と調整する金額の上限（単身世帯であれば5000円程度、複数世帯であれば1万円程度）については、生活の維持に支障がない場合の一般的な目安を示したものであり、保護の実施機関が生計状況等について個別に把握した上で、生活の維持に支障がないと判断できる場合には、当該上限にとらわれず柔軟な対応が地方分界団体の判断で可能ということであれば、その旨が明確に伝わるよう、通知の改正などにより対応いただきたい。</p>	<p>○ ご指摘頂いた趣旨が明確となるよう通知を改正すること等について検討してまいります。</p>	<p>④[厚生労働省] 〔15〕生活保護法(昭25法144) 〔16〕費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による保護費の申出に基づき保護費からの徴収については、保護の実施機関が生計状況等について個別に把握した上で、生活の維持に支障がないと判断できる場合には、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の徴収について」(平成28年労働省)に規定されている保護金品と調整する金額の上限に扱われない柔軟な対応が可能となるよう、当該通知を平成30年度中に改正する。</p>
<p>本市では平成27年から平成28年にかけて、障害福祉サービス受給者が12%増加（H27：6,761人→H28：7,546人）する一方、相談支援専門員は5%減少（H27：125人→H28：119人）しており、相談支援専門員一人当たりの負担は年々大きくなっている状況である。</p> <p>費用増大の歯止めを止す上、アセスメント及びモニタリングにおける障害者への訪問の必要性は十分認識しているものの、本市が市内の相談支援事業所に実施したアンケートによると、約70%の事業所が「相談支援専門員の負担が増加するため、新規の利用契約は困難」と回答しており、利用契約を結べない障害者は相談支援事業所によるアセスメント及びモニタリングすら受けることができない状況にある。現状が改善されない限り、このような深刻な支障を招かれない障害者生活の増加し続けることが懸念される。また、障害者の虐待の通報等として、相談支援専門員は通常の保健福祉担当が訪問事業所の職員との情報共有を要行うこと等により、モニタリングにおける在宅訪問の目的は代替できるものとする。</p> <p>以上のことから、当該提案の実現による相談支援専門員の負担軽減を行うべきと考えられる。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>障害者等の相談支援におけるアセスメント及びモニタリングについては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自らした日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握するため行うものであるが、相談支援専門員の負担軽減策として生活の基盤となる居宅等の状況の評価を省略することは、業務の軽率を助長することとなり、相談支援の質の低下を招くこととなるため、ご提案のあったような居宅等ではなく通所事業所においてアセスメント及びモニタリングを実施することは認められない。</p> <p>なお、今回のご提案があった背景としては、障害福祉サービス等利用者に対して相談支援専門員が不足していることによるものと考えられるが、相談支援専門員が適切に確保されるための相談支援事業所における報酬の在り方等については、平成30年度報酬改定の議論の中で検討してまいります。</p>	<p>④[厚生労働省] 〔4〕児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17法123) 障害者及び障害者の相談支援については、相談支援の体制の充実や質の向上に併せて相談の円滑な実施を確保するための取組について検討し、平成28年度に障害福祉サービス等報酬改定に向けて取組を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	